

(別紙)

答 申

(諮問第38号)

審査会の結論

北九州市教育委員会教育長（以下「処分庁」という。）が、本件審査請求の対象となった保有個人情報の開示請求について一部開示とした決定は、妥当である。

理 由

第1 審査請求に至る経過等

- 1 審査請求人は、平成25年5月1日、北九州市個人情報保護条例（平成16年北九州市条例第51号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定に基づき、処分庁に対して次の保有個人情報の開示請求を行った。

- 「(1) 平成10年度〇〇小学校養護学級入学に際し、受けた就学相談時の知能検査結果やその他の内容について
(2) 平成16年度〇〇中学校養護学級入学に際し、受けた就学相談時の知能検査結果やその他の内容について
(3) 平成19年度〇〇特別支援学校入学時に行われたWISC-Ⅲ知能検査（以下「WISC-Ⅲ」という。）の結果について」

- 2 処分庁は、本件請求に係る保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）について、平成25年5月13日付け北九教指特第26号で本件保有個人情報の一部を開示する旨の決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知し、審査請求人は、平成25年5月14日に当該保有個人情報一部開示決定通知書を受領した。
- 3 審査請求人は、平成25年7月11日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、北九州市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対し審査請求を行った。

第2 審査請求人の主張要旨

- 1 審査請求の趣旨
審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。
- 2 審査請求の理由
審査請求人が主張する理由は、審査請求書、意見書及び当審査会における口頭意見陳述から要約すると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 平成16年度〇〇中学校養護学級入学に際し、受けた就学相談時の知能検査結果やその他の内容について

ア 開示された平成16年度の指導第二課長から学校長あての就学指導通知書（以下「就学指導通知書」という。）に「言語性検査の結果」が開示されていない。検査を受けたとき、母は口頭でその結果を伺い、言語性が低い原因を相談した。教諭から、言語指導に関する資料を送付いただいた。この開示文書にその内容がないことが不服である。

また、就学相談は一日で行われるから、その日に行われた「T-K式田中ビネー知能検査、S-M社会性能力検査」と「言語性検査」の結果の保存期間を定める法的根拠が異なることは不自然で、納得できない。

イ 言語性検査について、特別支援教育相談センターで確認したところ、第2種10年間保存と言われ、行政文書目録では「就学相談関係資料」は第3種5年間となっている。第2種10年保存とする就学指導通知書については、教育委員会文書規程が規定する別表の文書分類表に、そのような文書名がなく、明文規定がない。

- (2) 平成19年度〇〇特別支援学校入学時に行われたWISC-IIIの結果について

ア 平成24年1月17日付けで〇〇特別支援学校の校長より「WISC-IIIの結果」をもらったが、それは検査ができなかった書類となっている。高等部2年の3学期に進路指導がうまくいかないため立ち話をした際に、コーディネーターの先生が母へ、「入学後にWISC-IIIの検査をしたら、言語性IQが低くて、動作性IQが高い」と告げた。

その後、平成25年6月15日、校長より、「WISC-IIIのコーディネーターの先生の発言は誤りで、言語性は低くなく動作性と変わりません。有意差はありません。」と言いかえられた。

WISC-IIIを実施したコーディネーターの先生が口頭で伝えてくれた「言語性IQが低くて、動作性IQが高い」と言われた数値の開示を求める。

イ 〇〇特別支援学校の入学前の説明では、「同学校は、生徒に応じ支援計画を作成する」と言っていた。また、WISC-IIIの結果は、「担任が結果を受け取り指導に入る」と聞いており、担任が支援計画を作成する際に参考になっている。支援計画をもとに進路指導をしている。

よって、WISC-IIIやそれに基づいて指導や進路指導をする支援計画は、指導要録に含まれ、保存は卒業後5年保管である。卒業は平成21年度であることから、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第28条に基づき指導要録の保存期間満了日は、平成26年度末（平成27年3月末）となるはずである。

ウ 指導要録の様式の（注）欄に、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」欄には、③進路指導に関する事項や⑤標準検査に関する記録など指導上参考となる諸事項などを記録すると記載がある。WISC-IIIは指導計画作成のための検査であるので、指導要録に係る書類であり、

指導要録と一体となっている知能検査の保存期間内の廃棄はありえない。

- (3) 以上の理由から、処分庁の行った一部開示決定は違法な処分である。

第3 審査請求に対する処分庁の説明要旨

処分庁が説明する内容は、理由説明書及び当審査会における意見聴取から要約すると、おおむね以下のとおりである。

- 1 平成16年度〇〇中学校養護学級入学に際し、受けた就学相談時の知能検査結果やその他の内容について

- (1) 開示した平成16年度の就学指導通知書は、就学相談終了後に措置確定したうえ、学校長に事務連絡（平成16年1月22日付け）として通告したもので、保存期間は第2種10年間となっている。

「言語性検査の結果」は、「就学指導委員会関係書類」のうちの「検査結果」に該当し、保存期間（第3種5年間）の満了により廃棄されているため、本件開示請求の対象でないと判断した。

- (2) なお、言語性の能力の程度が問題になっているが、言語性検査を途中までしかできず最後まで行っていないため、記録としては残せなかったものである。「T-K式田中ビネー知能検査」や「S-M社会性能力検査」の保存期間は、就学指導委員会関係書類のうちの「検査結果」に該当し、言語性検査と同じように第3種5年間となっている。

- 2 平成19年度〇〇特別支援学校入学時に行われたWISC-Ⅲの結果について

- (1) WISC-Ⅲは、入学時ではなく入学後実施しているため、入学時の結果は存在しない。また、入学後実施した「WISC-Ⅲ」の結果及び「個人の指導や支援計画」についても、第4種3年間の保存期間の満了により廃棄されているため不開示としたものである。

- (2) 指導要録の「指導に関する記録」は、各教科の学習の記録、特別活動の記録、自立活動の記録、総合的な学習の時間、行動の記録、総合所見及び指導上参考となる諸事項並びに出欠の記録について学年ごとに作成するほか、入学時の障害の状態について作成するものである。

指導要録は、学校教育法施行規則第28条において保存期間は5年間と規定されているが、「WISC-Ⅲの結果」そのものではなく、また、知能検査結果を指導要録に記載するよう義務付けられているものでもないため、指導要録は、本件開示請求の対象ではないと判断した。

指導要録の様式の（注）欄⑤の標準検査は、指導上様々なケースで実施するため、そのすべてを記載しなければならないわけではない。特に必要と思われたものが、指導要録に記載される性質のものである。また、臨床心理士や公的機関が行った妥当性のある標準検査について、記載することが望ましいと考えている。

- (3) なお、本件審査請求を受け、指導要録にはWISC-Ⅲの結果の一部が

転記されていることは確認できた。指導要録への転記がどの時点のどの検査かは、記録から特定できなかった。検査の有無も加えて、関係者からの聞き取りなど努力したが、審査請求人の主張する数値に合致する検査の実施も含めて、確認できなかった。

なお、WISC-Ⅲは、学校在学時の指導に生かすために行う検査であり、担任に限らずコーディネーターがいろんな面で検査を行うものである。その結果を指導に生かしていく性質のもので、指導要録に検査結果の記載や記録をするよう義務づけられていない。指導に大切な検査であっても、検査結果はあくまでもデータの一つであって、その子の知能すべてを表すものではない。

3 結論

以上のとおり、本件処分は条例に合致した適法な処分であり、本件審査請求は理由がない。

第4 審査会の判断

当審査会は、審査請求の対象となった本件保有個人情報並びに処分庁の理由説明及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 本件保有個人情報の概要等

(1) 処分庁は、審査請求人からの開示請求に係る本件保有個人情報として、次に掲げる行政文書を特定した。

ア 「平成10年度〇〇小学校養護学級入学に際し、受けた就学相談時の知能検査結果やその他の内容について」は、平成10年度就学相談学校長あて通知書（以下「本件文書1」という。）

イ 「平成16年度〇〇中学校養護学級入学に際し、受けた就学相談時の知能検査結果やその他の内容について」は、平成16年度就学相談学校長あて通知書（以下「本件文書2」という。）

ウ 「平成19年度〇〇特別支援学校入学時に行われたWISC-Ⅲ知能検査の結果について」は、平成19年度中に審査請求人に対して実施したWISC-Ⅲの記録用紙（元データをいう。以下「本件文書3」という。）

(2) 本件保有個人情報を記載する本件文書1及び本件文書2は、作成年次は異なるが同種のものである。すなわち、児童生徒が小学校及び中学校に入学する前に、その保護者からの就学相談の申込みに対応して実施された相談に関して作成されるもので、就学相談票やS-M社会性能力検査とT-K式田中ビネー知能検査、WISC-Ⅲ等の結果に基づき、指導第二課（当時）に所属する判定専門部員で構成する教育委員会就学指導委員会において判定した結果を、指導第二課長（当時）が入学予定先の学校長あてに通知する「障害児童生徒に係る就学指導について」（1枚）である。

このうち、本件文書2には、通知文「下記のとおり措置しますので、当

該児童生徒の就学及び指導について、格別の配慮をお願いします。」と対象児童生徒の氏名、生年月日、保護者氏名のほか就学先学校名と学年、さらには障害区分、障害の状況、就学日が記載されている。障害区分の欄には、T-K式田中ビネー知能検査やS-M社会性能力検査の結果数値が詳細に記載されている。

本件文書2は、児童生徒の入学予定先の学校長あてに通知を行った年度に完結文書となり、北九州市文書管理規則（平成14年北九州市規則第26号。以下「市文書管理規則」という。）第30条第1項の規定による分類に該当する保存種別に係る保存期間中、特別支援教育相談センターの書庫に保管されることになっている。

- (3) 本件文書3は、平成19年度に審査請求人が〇〇特別支援学校に入学した後その必要性に基づき実施されたものである。

当該検査は、障害児童生徒の一人ひとりの日常生活の観察や客観的な認知特性や学習能力を把握するために行うもので、発達のアンバランスが大きい児童生徒に行うことが多いという。検査結果から、その児童生徒の特性から生じる学習面、行動面、社会性での強さや弱さ、困難さを把握して、具体的な指導や支援に生かすことができるものとされている。

本件文書3については、北九州市教育委員会文書規程（昭和47年教育委員会訓令第1号。以下「文書規程」という。）第16条第1項の規定による分類に該当する保存種別に係る保存期間中、入学後の〇〇特別支援学校において保管されることになっている。

2 本件処分に係る不開示情報

処分庁は、本件保有個人情報について、次のとおり本件処分を行っている。

- (1) 本件文書1については、市文書管理規則第30条に基づいて定める保存期間（第2種10年間）が平成19年度に満了したので廃棄しており、保有していないことから不開示とした。
- (2) 本件文書2については、市文書管理規則第30条に基づいて定める保存期間（第2種10年間）が平成25年度までとなっており、当該文書を保有していることから開示とした。
- (3) 本件文書3については、文書規程に基づいて定める保存期間（第4種3年間）が審査請求人の卒業後3年目の平成24年度に満了したので廃棄しており、保有していないことから不開示とした。

3 本件処分の争点

本件処分について、審査請求人は、本件文書1に係る不存在とする本件処分は争わないとしているので、それを除く本件文書2及び本件文書3について、次の3点が争点となる。

- (1) 本件文書2に記載のない「言語性検査の結果」情報が記載された行政文書が、本件文書2以外に存在するか。（争点1）
- (2) 本件文書3の保存期間は、第4種3年間でなく、学校教育法施行規則第28条に規定する指導要録と同じ第3種5年間か。（争点2）
- (3) 本件文書3が現に存在するか。またWISC-Ⅲの結果情報が記載され

た行政文書が、指導要録を除き、本件文書3以外に存在するか。(争点3)

4 本件処分の条例適合性

(1) 開示請求に対する条例上の措置

条例第22条第2項は、「実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条第1項の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示しない旨の決定をし、規則に定めるところにより、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。」と規定する。そして、このうち、「保有個人情報を保有していないとき」について、市が定める「個人情報保護条例の解釈及び運用の基準」によると、次の場合のことをいうとしている。

- ①保有個人情報を現に作成し、又は取得していない場合
- ②保有個人情報が記録された行政文書を廃棄した場合
- ③他の実施機関が保有している場合
- ④個人情報には保有しているが、第2条第3項に規定する保有個人情報に該当しない場合

これに照らすと、本件処分は、いずれも②の「行政文書を廃棄した場合」に該当し、本件保有個人情報が記載された行政文書の保存種別と保存期間に係るものである。

(2) 本件処分妥当性判断

ア 本件文書2以外の行政文書に係る不存在について（争点1）

(ア) 不存在の確認について

処分庁は、本件文書2を全部開示しているが、審査請求人は、本件文書2の「障害の状況」欄に「言語性検査の結果の記録が記載されていない」として審査請求に及んでいる。その主張は、「就学相談は一日で行われ、その日に行われた『T-K式田中ビネー知能検査、S-M社会性能力検査』と『言語性の結果』の結果の保存期間を定める法的根拠が異なることは不自然で、納得できない」というものである。

これに対し、処分庁は、『T-K式田中ビネー知能検査』や『S-M社会性能力検査』は、文書分類表の『就学指導委員会関係書類』の中の『検査結果』に該当し、保存期間（第3種5年間）の満了により廃棄されているため不開示とした」と説明するとともに、審査請求人に係る言語性検査は途中までしかできず、「検査を最後まで行っていないため、記録としては残せなかったもの」という。この処分庁の説明は、言語性検査に係る結果情報が残されておらず、仮に言語性検査が実施されていたとしても、審査請求人から本件請求を受けた時点では行政文書の保存期間が満了し廃棄されていたため、言語性検査の実施状況を確認できる行政文書が存在しないという趣旨と解することができる。

そこで、本件文書2以外に言語性検査に関する行政文書が現に保管されているかを確認するため、当審査会は、平成26年2月14日、

本件文書2の保管場所である特別支援教育相談センターに出向き、その保管状況を調査した。

その結果、言語性検査に関する行政文書については、平成20年度から平成24年度までに実施した分のファイルは書庫のキャビネットに保管されていることを確認できたが、平成19年度以前に実施した分のファイルについては、保管されていることを確認できなかった。

(イ) 本件文書2の保存期間の根拠規定

また、審査請求人は、保存期間を第2種10年間とする本件文書2について、「文書規程が規定する文書分類表にはそのような明文規定がない」と、保存期間を10年間とする根拠が明確でないと主張する。

この点について、文書規程は、第3条に、「学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）、美術館、博物館等の施設及び青少年教育施設を除く教育機関及び委員会事務局の文書等の取扱いについては、北九州市文書管理規則（平成14年北九州市規則第26号）の規定の例による。」と規定している。よって、学校を除く委員会事務局の指導部特別支援教育課の文書等の取扱いについては、文書規程第16条の規定ではなく市文書管理規則第30条の規定の例によることとなり、同課が本件文書2の保存期間を第2種10年間と定めているので、当審査会は、その根拠は明確であると判断する。

イ 本件文書3の保存期間は、第4種3年間でなく、指導要録の保存期間と同じ第3種5年間かについて（争点2）

処分庁は、「WISC-Ⅲは、学校在学時の指導に生かすために行う検査であり、担任に限らずコーディネーターがいろんな面で検査を行うものである。その結果を指導に生かしていく性質のもので、検査結果の記載や記録は義務づけられて」いるものではないと説明する。

これに対し、審査請求人は、「WISC-Ⅲやそれに基づいて指導や進路指導をする支援計画は指導要録に含まれ、保存は卒業後5年間である。卒業は平成21年度であることから、学校教育法施行規則第28条に基づき指導要録の保存期間満了日は、平成26年度末（平成27年3月末）となるはず」と主張する。

しかし、本件文書3の保存期間については、文書規程第16条第1項に規定する文書分類表の指導の項の「指導に関する調査書」に該当し、第4種3年間とされている。一方、指導要録の保存期間については、同文書分類表の指導の項に「指導要録（指導に関する記録）原本・写」と規定し、第3種5年間とされている。本件文書3と指導要録はそれぞれ別の分類の保存種別とされ、異なる保存期間が定められている。

したがって、当審査会は、本件文書3の保存期間は、第4種3年間と判断するほかないものである。

ウ 本件文書3に係る不存在について（争点3）

処分庁は、「WISC-Ⅲは、入学時ではなく入学後実施しているため、入学後実施した『WISC-Ⅲ』の結果及び『個人の指導や支援計画』

についても、第4種3年間の保存期間の満了により廃棄されているため不開示とした」と説明する。

これに対し、審査請求人は、「指導要録の様式の(注)欄に、③進路指導に関する事項や⑤標準検査に関する記録など指導上参考となる諸事項などを記録すると記載がある。WISC-Ⅲは指導計画作成のための検査であるので、指導要録に係る書類で、指導要録と一体となっていて、保存期間内の知能検査の廃棄はありえない。」と主張する。

そこで、本件文書3が現に保管されているかどうかについて確認するため、当審査会は、平成26年2月14日、本件文書3の保管場所である〇〇特別支援学校に出向き、その保管状況を調査した。

その結果、WISC-Ⅲ及び個人の指導や支援計画に係る行政文書については、平成22年度、平成23年度及び平成24年度の卒業生分はキャビネットに保管されていることを確認できたが、審査請求人と同じ卒業年度の平成21年度分を含め、それ以前の卒業生分については、保管されていることを確認できなかった。したがって、本件文書3についても、また本件文書3以外の行政文書についても、保管されていることを確認できなかったものである。

エ 審査請求人のその他の主張について

なお、処分庁から、「本件審査請求を受け、指導要録にはWISC-Ⅲの結果の一部が転記されていること」を確認できたとの説明があったので、当審査会は、平成26年2月14日、〇〇特別支援学校の校長室の耐火書庫を調査した。

当該耐火書庫に保管中の審査請求人の指導要録を見分したところ、処分庁が説明するように、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の第1学年欄に、WISC-Ⅲの結果情報の一部が記録されていることを確認した。ただ、そこに記録されている数値については、審査請求人が、当時の学校長から、平成24年1月17日付け文書で教示を受けた数値と同じものであった。

この数値に対して、審査請求人は、その真偽について持論を強く主張するが、本件処分の妥当性判断とは直接関係しないものであるので、立ち入らないものとする。

5 結論

以上のことから、当審査会は、処分庁が本件処分において不開示とした保有個人情報については、冒頭の「審査会の結論」のとおり判断した。

北九州市個人情報保護審査会

会 長	河 原 一 雅
委 員	原 田 美 穂
委 員	櫻 井 弘 晃
委 員	日 高 京 子
委 員	松 木 摩 耶 子